

最低保障年金制度の実現を求める意見書

日本の年金制度は、保険料を納められない人には年金を支給しないしくみで、無年金者・低年金者を生み出しています。今、すべての人に老後の生活を保障する最低保障年金制度の実現が、緊急の課題として求められています。とりわけ沖縄においては、アメリカの占領支配下で生まれた「本土との格差」問題を抱えています。国民年金、厚生年金保険で「沖縄復帰特例」が実地され、追納が可能でした。しかし、この時期に追納できなかった県民が、15万人にのぼります。この人たちは現在、無年金者、低年金者です。沖縄の65歳以上の無年金者は、約3万人で65歳人口の13%を占め、全国平均の3倍近いものです。国民年金保険料の実納付率は、全国最下位の22.2%。5人に1人しか納付していません。免除率は、全国第1位の47.9%。無年金者、低額年金者が今後も増え続けます。

指定都市市長会は、2005年7月に「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案しました。また、全国市長会も2006年11月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。国連も日本に「最低年金」が無いことを指摘し、その改善を勧告しています。

以上の趣旨から、下記事項の実現を要望するものです。

記

- 1 最低保障年金制度を一日も早くつくること。
- 2 無年金者・低年金者に緊急措置をとるとともに、生活実態に合わせて年金を引き上げ、また天引きをやめること。
- 3 「消えた年金」は、国の責任で完全に解決し、早急に支払うこと。
- 4 年金受給資格期間25年を10年に短縮すること。
- 5 年金課税を元に戻すとともに、大企業、高額所得者に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣